

平成 17 年 10 月

緊急財政再生プラン

第1章 財政の現状

(1) 財政危機の要因

今、国と地方で約 800 兆円という天文学的な累積債務を抱えています。このため国は、地方分権を推進する観点から三位一体改革として、地方交付税及び国庫補助負担金の削減、税源の移譲を打ち出しました。地方交付税の減額分については、臨時財政対策債として自治体の起債に振り替えられましたが、平成 16 年度からこの措置も大幅縮減されました。また、これに代わる税源の移譲は全く行われていないため、地方自治体の財政運営に大きなダメージを与えています。一方、本町の起債残高(普通会計)は、平成元年度末の約 28 億円が、バブル崩壊後の 10 年間で約 3 倍に膨らみ、平成 10 年度末には約 87 億円に達しました。現在も約 80 億円台と高額で推移し、その元利償還が大きな負担となっています。また、町税を上廻る主要財源である地方交付税の大幅削減は、財源不足に拍車をかけ、町財政を危機的な状況に追い詰めつつあります。

(2) 財政上の問題点

歳入 平成 10 年度に 15 億 3 千万円あった町税収入は、平成 16 年度決算では 14 億 4 千万円まで落ち込み、地方交付税も平成 12 年度の 22 億 5 千万円をピークに年々削減され、平成 16 年度決算で 16 億 8 千万円まで落ち込みました。しかも普通交付税の減額相当額の補てん策として、これまで認められていた臨時財政対策債の起債措置が平成 16 年度から大幅に縮減され、主要財源である町税、地方交付税の合計額は臨時財政対策債を含めても平成 10 年度に比べると約 2 億円の減収となっています。

町税・地方交付税・臨時財政対策債の推移

(単位:百万円)

区 分	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度
町 税	1,527	1,500	1,436	1,486	1,453	1,394	1,438
地 方 交 付 税	2,083	2,217	2,245	2,130	2,004	1,839	1,683
臨時財政対策債				97	193	418	297
計	3,610	3,717	3,681	3,713	3,650	3,651	3,418

歳出 平成 10 年度と 16 年度との比較では、平成 5 年度～9 年度の大型プロジェクト事業実施により、公債費が 8 億円台と高額で推移し、義務的経費で約 5 千万円の増加となっています。また高齢化社会の進展に伴い、健康、医療、福祉、介護関係経費の増加により繰出金が 1 億 8 千万円、補助費が 1 億 1 千万円増加し、歳出全体で 3 億 4 千万円の増額となっています。

義務的経費・繰出金・補助費の推移

(単位:百万円)

区 分	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度
義務的経費	2,671	2,702	2,533	2,573	2,600	2,653	2,717
人件費	1,267	1,224	1,240	1,244	1,235	1,230	1,234
扶助費	620	646	432	459	469	536	617
公債費	784	832	861	870	896	887	866
繰出金	482	571	664	666	653	694	664
補助費	604	666	590	604	697	671	719
計 + +	3,757	3,939	3,787	3,843	3,950	4,018	4,100

ア 繰出金は下水道、老人医療、介護保険等の特別会計への繰出しです。

イ 補助費は一部事務組合負担金、各種団体補助金等です。

基金 以上のように10年度と16年度との比較では、歳入歳出の差を合わせると5億4千万円の財源不足が生じています。このため、毎年度の予算編成において、基金の取崩し等により財源不足を補ってきました。17年度予算編成でも、事務事業評価の導入や物件費について一般財源額の5%削減など経常経費の削減に努めましたが、約3億円の財源不足を解消するには至らず、例年同様に基金を取崩すこととなり、基金は平成17年度見込では約3億円にまで落ち込んでいます。

基金残高の推移 (平成17年8月1日現在)

(単位:百万円)

種 類	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
財 政 基 金	252	257	363	331	194	294	239
減 債 基 金	309	287	287	193	100	63	63
公共施設整備基金	145	286	286	261	251	181	21
計	706	830	936	785	545	538	323

第2章 現在の財政見通し

(1) 現状のまま推移すれば毎年5億～7億円の歳出超過

平成18年度以降は、一部事務組合で実施した斎場整備事業や消防署庁舎整備事業により、組合への負担金等が増加する傾向にあります。

このまま現行どおりに経常経費を執行し、また総合計画の実施計画どおりに事業を施工すれば、大型事業の影響もあり毎年5億円～7億円の歳出超過を招き、基金を取崩しても財源不足を補うことができなくなります。そのため、翌年度予算からの「繰上充用」をしなければ財政運営できない状況に追い込まれ、最後には財政再建団体にもなりかねない大変厳しい状況におかれています。

現状での財政見通し(22年度まで)

(単位:百万円)

	区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
歳入 (A)	町 税	1,462	1,463	1,520	1,519	1,520	1,521
	地方交付税	1,640	1,640	1,717	1,717	1,717	1,717
	国・県支出金	574	648	589	503	559	561
	町 債	596	600	1,110	401	569	678
	そ の 他	664	628	512	511	510	510
	歳入合計	4,936	4,979	5,448	4,651	4,875	4,987
歳出 (B)	人 件 費	1,181	1,204	1,248	1,224	1,125	1,114
	扶 助 費	609	614	619	624	629	634
	公 債 費	836	785	798	818	791	793
	物 件 費	498	504	500	500	499	493
	補 助 費 等	664	677	706	726	730	737
	繰 出 金	685	758	780	818	840	859
	投 資 的 経 費	687	953	1,438	486	745	853
	そ の 他	65	67	68	71	72	72
	歳出合計	5,225	5,562	6,157	5,267	5,431	5,555
	収 支 (A-B)	289	583	709	616	556	568

【財政見通しの推計方法】

町税のうち町民税は、人口推計伸率で試算。19年度以降は三位一体改革による税源移譲分の所得譲与税相当額を加算しています。

地方交付税は、国の動向不確定のため現行額で推計しています。また、定率減税廃止による地方特例交付金、減税補てん債相当額も加算しています。

国・県支出金は、経常的なものは17年度の予算を基に、投資的なものは実施計画の算定額を積み上げています。

町債は、実施計画の投資的経費を基に算定しています。19年度以降は地方交付税に加算した減税補てん債相当額を減額しています。

歳入のその他は、17年度予算を基に税制の見直しや実施計画の積算で推計しています。

一般職員人件費は、現行給与体系をベースに職員数の推移で積算しています。

扶助費は、占める割合の大きな福祉医療について毎年度3%の伸び率を見込んでいます。

公債費は、現行の償還予定額に17年度以降の起債借入予定額の償還見込額を加算しています。

補助費等は、新たに増加する一部事務組合への負担金等も積算しています。

繰出金は、各特別会計の保険給付費や公債費の増加等を見込んでいます。

投資的経費は、総合計画を基に作成した実施計画の事業費を積み上げています。

(2)大型事業見直しの必要性

前記の財政見直しには、18年度からの5年間で計画される東田布施小学校改築事業、田布施西小学校体育館改築、麻郷小学校体育館改築、複合郷土伝承館建設事業等の大型事業に要する経費も計上されています。こうした大型事業による財源不足は、18年度で1億9,696万円、19年度で2億4,603万円、20年度で9,593万円、21年度で1億3,941万円、22年度で1億3,551万円と見込まれ、プラン策定においては、大型事業の見直しや先送りについての検討も避けては通れない問題です。

これらの大型事業を除いた財政見直しでは、18年度で3億8,558万円、19年度で4億6,289万円、20年度で5億2,006万円、21年度で4億1,610万円、22年度で4億3,251万円の財源不足となる見込みです。緊急財政再生プランでは、当面、この不足額をいかにして捻出するかを中心に検討しました。

第3章 緊急財政再生プラン

(1) これまでの取り組み

町は、これまでも行政改革大綱や財政運営健全化計画を策定し、職員数の削減、特別職の給与カット、保育所の統廃合や民間委託推進等による経費削減、行財政基盤の確立に向けて様々な取り組みを行ってきました。

その結果、年間1億円を超える財政効果をあげていますが、地方税の縮減や少子高齢化に係る経費の急増、斎場建設、水道料金対策等により、歳入は右肩下がり、歳出は右肩上がりの状況が続き、こうした取り組みが決定的な効果を上げるまでには至っておりません。

(2) 緊急財政再生プランの策定

しかしながら、かつてない深刻な財政危機に直面し、抜本的な改革の先送りが許されない今、さらに踏み込んだ厳しい改革を断行せざるを得ない状況にあります。市町村合併の動向は不透明ですが、合併の有無にかかわらず将来に向けた行財政基盤を再確立する必要があり、このため田布施町では、平成18年度からの3年間を財政再生期間と位置付け、緊急財政再生プランを策定し、抜本的な財政改革に取り組みます。

(3) 3億円の財源不足解消

17年度の財源不足が2億8,912万円、また大型事業による影響を除いた財政見直しにおける18年度の財源不足が3億8,558万円と見込まれることから、プラン策定の当面の目標を一般財源ベースで3億円の財源不足解消とし、経常経費削減、事務事業の全面見直し、投資的経費の年度間調整や歳入確保等による歳入歳出構造の見直しを行いました。

この取り組みにおいては、税率見直しや補助金や負担金の引下げによる町民生活への影響も避けられませんが、何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

第4章 緊急財政再生プランの内容

財政再生プランにより平成18年度において財源確保を計画している主な内容は次のとおりです。

緊急財政再生プラン (18年度財源確保見込額) 3億269万円	歳出削減プラン 2億3,873万円	人件費の抑制	7,186万円
		組織・機構の見直し	1,302万円
		事務事業経費の削減	4,196万円
		補助金等の削減	1,735万円
		負担金等の削減	113万円
		投資的経費の削減	8,695万円
		前納報奨金の廃止	446万円
		町営渡船共同運航による経費削減	100万円
		その他経費の節減	100万円
	歳入確保プラン 6,396万円	手数料・使用料の見直し	1,560万円
		都市計画税率の見直し	4,671万円
収納率の向上と滞納整理の促進		165万円	

人件費の抑制	7,186万円
--------	---------

財政再生のためには、補助金の削減、公共事業の先送り、さらに手数料等の引上げなど、町民の皆様にも痛みが伴う厳しい改革を実施せざるを得ないところであり、このため特別職、一般職員ともに率先して人件費の抑制に取り組みます。

- (1) 町長等の給与を削減します。 【見込額 385万円】
町長、助役、教育長の給料については、平成17年度に5%削減を行いました。18年度では、更に町長の期末手当を50%（助役40%、教育長30%）カットすることについて町特別職報酬等審議会に諮問します。
- (2) 職員給与の削減を検討します。 【申入れ額 5,000万円】
平成17年度人事院勧告（給与構造改革〔給料表平均4.8%引下げ等〕）を踏まえ、平成18年度職員給与の削減等について町職員労働組合に申し入れます。
- (3) 職員数の削減を検討します。
職員採用の停止等により、今後5年間で職員数の15%程度の削減を検討します。
- (4) 報酬額の削減を検討します。 【検討額 511万円】
非常勤特別職や各種委員の報酬額については平成17年度に1.01%の引下げを実施しましたが、18年度は法定報酬等を除き、原則、報酬額を5%引下げること。またその他の委員報酬額を4千円から3千円に引下げることなどを検討します。
なお、議員報酬については、現在、田布施町議会で検討中です。
- (5) 嘱託、パートの賃金を削減します。 【見込額 1,290万円】
- | | |
|------------------------------|-----|
| 嘱託員の廃止、臨時職員の削減（職員兼務、職員配置で対応） | 5業務 |
| パート職員削減等（合理化、応援体制、職員対応） | 6業務 |

組織・機構の見直し	1,302万円
-----------	---------

- (1) 収入役を廃止します。 【見込額 1,187万円】
財務会計事務の合理化等により、近隣市町に準じて収入役を廃止します。
- (2) 各種委員の定数を削減します。 【プラン の(4)計上】
- | | |
|-----------------|----------------|
| 農業委員会（ 5名） | まちづくり推進協議会（ 5） |
| 有害鳥獣駆除対策協議会（ 2） | 社会教育委員（ 2） |
- その他委員数10名以上の委員会等の定数20%削減を検討
- (3) 収納部門の機能強化を図ります。
町税等、住宅使用料、下水道使用料、保育料などの収納部門を一元化し、全庁あげて徴収率の向上に取り組みます。

(4) 分室での住民票等の即時発行を見直します。

城南、麻郷、麻里府公民館で行っている分室業務のうち、住民票、戸籍、印鑑証明をオンラインで発行する事務については機器管理経費も嵩むことから18年度をもって終了予定とします。なお、前もって予約(電話可)を頂いたものについては、本庁から分室に週1回(木曜日)に送付し、分室で交付します。

(5) 消防団組織の見直しを検討します。(詳細は消防団と協議) 【見込額 115万円】

常備消防(光地区消防組合)の充実を勘案し、機動隊の廃止による組織合理化と団員削減を検討します。このため新たに町役場の防災組織を整備し、豪雨や大規模災害において各分団との連携について消防団と協議調整します。

(6) 公共施設の効率運営を検討します。

地域交流館、特産加工センター、のんびらんど馬島、公民館、スポーツセンター、図書館、学校給食センター等の公共施設について、指定管理者制度や民間委託による効率運営を検討します。

事務事業経費の削減

4,196万円

事務事業費の削減については、17年度事務事業評価の結果を踏まえ、「行政関与の必要性」「見直しの必要性」「事業費削減の余地」等の評価に基づき、その有効性、効率性、優先性を検証しながら、事業費の削減に取り組みます。削減内容は次のとおりです。

定率(20%)削減	(16事業)	360万円
事業内容に応じた削減	(78事業)	3,836万円

【主な削減対象】

会議録作成事業、議会広報発行事業、回覧発送委託事業、施設管理清掃業務、空調設備保守点検、公用車管理事業、町有地管理事業、行政協力委員設置事業、コミュニティ活動支援事業、美しいまちづくり啓発活動事業、美しいまちづくり体制整備事業、花の育苗事業、選挙啓発事業、町広報発行事業、住民情報システム運用管理事業、収納業務、民生委員協議会事務事業、戦没者追悼事業、人権啓発事業、社会を明るくする運動事業、敬老会開催事業、寝具洗濯乾燥サービス事業、訪問理美容サービス事業、家族介護慰労金支給事業、緊急通報体制等整備事業、ねたきり老人等おむつ代助成事業、家族介護者ホームヘルパー受講助成事業、在宅介護支援センター運営事業、生きがい教室事業、高齢者いきいき館運営事業、ねたきり防止事業、心身障害者扶養共済掛金助成事業、福祉作業所運営事業、麻郷福祉会館運営事業、社会教育部長設置事業、乳児相談・訪問、育児指導(離乳食等)事業、母子保健推進事業、母子保健推進員活動事業、基本健康診査事業、がん検診事業、健康教室事業、廃棄物不法投棄防止対策事業、水質等検査事業、大平簡易水道事業、屍体動物処理事業、特産加工センター運営事業、農道維持管理事業、地域交流館運営事業、森林保全事業、漁港施設管理業務、制度融資利子補給事務事業、田布施川・石城山美化事業、のんびらんど運営管理事業、町道管理事業、公園維持管理事業、児童遊園維持管理事業、住宅使用料滞納処理事業、下水道土砂取除事業、警備保障委託、学校図書整備事業、外国青年招致事業、生涯学習推進事業、成人式開催事業、学習活動推進事業、文化展開催事業、人権教育事業、図書館学習活動事業、文化財保護事業、体育指導委員設置事業、社会体育施設管理体制、生涯スポーツ推進事業、体育施設管理事業、社会教育指導員設置事業ほか

補助金等の削減

1,735 万円

補助金等については、17年度事務事業評価の結果を踏まえ、「行政関与の必要性」「補助制度見直しの余地」「補助金削減の余地」等の評価に基づき、その有効性等を検証しながら、補助金削減に取り組みます。削減内容は次のとおりです。

定率(20%)による削減	26 事業	238 万円
事業内容に応じた事業費や経費の削減プラン	26 事業	1,497 万円

【主な削減対象】

町自治会連絡協議会運営助成事業、地域連自治会運営助成事業、防犯灯修繕補助事業、集会所施設補助事業、防犯灯設置補助事業、地域環境美化モデル事業、花壇整備推進事業、町まちづくり推進協議会、民生委員協議会、遺族会、町社会福祉協議会、ボランティア連絡協議会、母子福祉会、老人福祉特別事業、生きがい対策事業、老人クラブ連合会、人権対策推進事業、町食生活改善推進協議会、ゴミボックス設置補助事業、生ごみ処理容器購入補助事業、生ごみ処理機購入補助事業、中小企業退職金共済掛金補助事業、農業共済補助事業、生活改善グループ連絡協議会、水田環境整備対策事業、チャレンジ作物導入事業、イチジク研修圃場設置事業、農作物鳥獣被害防止対策事業、土地改良区運営補助事業、生産調整円滑化推進事業、無人ヘリ防除導入事業、漁業共済掛金補助事業、漁場保全事業、漁業就業者確保育成事業、町観光協会、町消費者問題協議会、小規模事業者等指導育成事業、若手後継者育成事業、小・中学校教職員研修助成事業、中学校部活動指導育成事業、中学校県大会出場助成事業、町青少年健全育成町民会議、町スカウト育成協議会、町連合婦人会、町PTA連絡協議会、町子ども会育成連絡協議会、大波野神舞保存会、たぶせスポーツまつり実行委員会、田布施体育協会、田布施町スポーツ少年団、田布施スポーツクラブほか

負担金等の削減

113 万円

外郭団体等への負担金について、17年度事務事業評価の結果を踏まえ、脱会、廃止・休止、減額が可能なものをリストアップし、削減に取り組みます。

脱会	8 件	→	削減見込額	113 万円
廃止・休止	9 件			
減額	12 件			

【主な減対象】

郡監査委員連絡協議会、内外情勢調査会、内外ニュース、町交通安全対策協議会、光地区消防連絡協議会、県離島振興協議会、小児保健研究会、技術者研修負担、公衆衛生学会、田布施地区農業改良普及協議会、ルールルゆうゆうフェスタ推進協議会、県農家生活改善士会、農業土木技術連盟、緑化事業、日本港湾協会、管内社会教育連絡協議会、周南文化連絡協議会、郡公民館連合会、日本図書館協会、郡体育協会、体育指導委員研修大会ほか

投資的経費の削減

8,695 万円

(1) 投資的経費の一般財源枠を設定

17年度の投資的経費総額は6億8,692万円で、特定財源4億5,997万円、一般財源2億2,695万円となっています。18年度の投資的経費における一般財源総額の目標は、再生プラン全体の削減状況から17年度一般財源総額2億2,695万円から8,695万円を減額した1億4,000万円としました。

区 分	総事業費	特定財源	一般財源
17年度の投資的経費	6億8,692万円	4億5,997万円	2億2,695万円
*目標とする一般財源枠			1億4,000万円

(2) 一般財源1億4千万円での事業調整 (11事業を減額、19事業を先送り等)

中期財政見通しにおいて18年度に予定される投資的経費(57事業)の総額は9億841万円で、特定財源4億8,445万円、一般財源4億2,396万円となっています。目標とする一般財源総額1億4,000万円を実現するためには、約2億8千万円の削減が必要となります。

このため、急を要しない事業の先送り、事業費の削減、さらには「政策重要度」「必要性」「緊急性」「効率性」「熟度」を評価基準とした行政評価等から、18年度～22年度まで事業調整を行いました。その結果、18年度事業は次のとおりとなりました。

18年度の投資的経費の調整状況

区 分	(事業数)	総事業費	特定財源	一般財源
A + B	・中期財政見通しの18年度事業 (57)	9億 841万円	4億 8,445万円	4億 2,396万円
A	・見通しどおり18年度に実施 (27)	3億 5,815万円	2億 4,146万円	1億 1,669万円
	・減額し18年度に実施 (11)	6,942万円	2,752万円	4,190万円
	18年度計 (38)	4億 2,757万円	2億 6,898万円	1億 5,859万円
B	・先送り、見送り (19)	4億 8,084万円	2億 1,547万円	2億 6,537万円

前納報奨金の廃止

446 万円

前納報奨金は、戦後の不安定な社会経済情勢の中で税収の早期確保と納税意識の高揚を図るために昭和25年に制定された制度です。しかしながら、納税意識が確立されてきたことや個人住民税については特別徴収者への適用がなく、不公平な点があることなどから全国的に制度廃止が進み、県内でも実施団体は5自治体であり、本町も平成18年度から廃止しようとするものです。(町民税、固定資産税、都市計画税)

町営渡船共同運航による経費削減

100 万円

田布施町営の「馬島～麻里府」航路と平生町営の「佐合島～佐賀」航路は、利用者の伸び悩みから共に赤字経営で、国庫補助や県補助はあるものの、一般会計から特別会計への繰出金を余儀なくされている。

両島は距離的にも近く、渡船事業の経営効率化を目指して、田布施町及び平生町での共同運航について協議中です。

共同運航によって渡船の隻数減を行い維持管理費及び船員費の削減が可能となります。

その他経費の節減

100 万円

光熱水費、消耗品費(用紙等)、コピー代、通信運搬費の節減について、庁内に専門担当を置き、目標を掲げて経費節減に取り組みます。

(歳入確保プラン)

手数料・使用料の見直し

1,560 万円

(1) 手数料、使用料等の見直し

【見込額 1,058 万円】

長年見直されず、県内他市町や類似団体、近隣の類似施設と比較して著しく低い手数料・使用料や大幅にコストを下回っている手数料等を見直します。

住民票関係、諸証明、印鑑証明、税証明手数料	150 円 200 円	(124 万円)
ごみ収集手数料	ゴミ袋 1 枚あたり 5 円～10 円の引き上げ	(626 万円)
ごみ収集手数料の熊南環境衛生組合への納付化		(100 万円)
調整港係留料金の引き上げ(経過措置の廃止)		(108 万円)
新規徴収検討分		(100 万円)

(2) 減免基準の見直し

【見込額 452 万円】

本町の公共施設の使用料については、その多くが減免されているのが現状です。使用者負担の原則に立ち、減免基準の見直しをおこないます。

- ・使用料について、原則として減免を行わない。(減免基準の明確化)
- ・電気、冷暖房使用料について算定根拠を明確化し、利用者負担を進める。

(3) 有料広告制度の導入

【見込額 50 万円】

町広報、町ホームページへの広告掲載や敬老会や各種大会へのサポート広告、その他町発行の印刷物等への有料広告制度を導入する。

都市計画税率の見直し

4,671 万円

(1) 都市計画税とは

都市計画税は、都市計画区域における道路、公園や下水道の整備といった事業の経費に充てるための目的税で、都市計画区域の用途区域内に所在する土地及び家屋を対象として課税されます。

(2) 税率の見直し

こうした事業を行っている多くの市の都市計画税率は既に0.3%となっており、本町においても下水道事業をはじめとする都市計画事業を今後も推進する必要があることから、税率を0.15%から0.3%に引き上げ、都市計画に必要な経費を確保しようとするものです。

収納率の向上と滞納整理の促進	165万円
----------------	-------

町税の平成16年度収納率は98.2% (町村平均98.1%) で、収納率は昨年度に比べて0.1%上回っているが、残念ながら2,600万円の未納額が生じています。税は公平に課するだけでなく、適正に徴収しなければ公平性は確保できません。

このため、徴収にかかる組織体制について充実強化を図るほか、新たに非常勤の特別職として「納税推進員」を配置し、早期納税の推進と滞納整理の強化に向け、きめこまかな対策を講じ、滞納分の収納率を約1%アップさせ、歳入の確保を図ります。

収納部門の一元化、滞納整理の強化

口座振替、広報活動の強化、電話催促、現年度分未納者に対する全戸訪問徴収など

第5章 今後の町財政運営について

(1) 財政再生プランを実施した場合の収支見通し

財政再生プランの実施による効果は、18年度が4億8千万円、19年度が4億4千万円、20年度が2億4千万円、21年度が3億6千万円、22年度が3億8千万円と見込まれますが、総事業費約7億5千万円の東田布施小学校校舎と体育館改築工事や繰出金の伸びの影響は大きく、次の表のとおり、依然、歳入不足を解消するまでには至りません。(単位:百万円)

	区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
歳入 (A)	町 税	1,510	1,567	1,567	1,568	1,568
	地方交付税	1,640	1,717	1,717	1,717	1,717
	国・県支出金	563	607	557	524	496
	町 債	420	535	558	296	284
	そ の 他	645	529	527	528	527
	歳入合計	4,778	4,955	4,926	4,633	4,592
歳出 (B)	人 件 費	1,118	1,146	1,115	1,003	995
	扶 助 費	608	611	616	621	626
	公 債 費	786	795	806	782	769
	物 件 費	462	458	458	457	451
	補 助 費 等	651	676	695	699	699
	繰 出 金	757	778	816	838	857
	投資的経費	428	691	724	357	311
	そ の 他	66	67	70	71	71
歳出合計	4,876	5,222	5,300	4,828	4,779	
当初の収支(A-B)		98	267	374	195	187

(2) 追加措置の検討

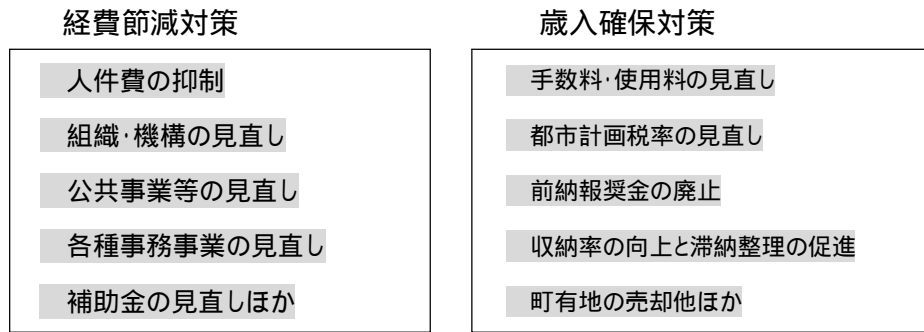
財政再生プランの実施後も見込まれる歳入不足については、今後更なる追加措置を計画するとともに、18～20年度については財産処分、19～20年度については基金取崩し等を検討し、収支バランスをとる必要があります。(単位:百万円)

	区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
内 訳	財 産 処 分	63	131	201		
	基 金 取 崩 し		100	100		
	基 金 流 用			50		
	繰出金等の削減	7	7	7	100	100
	その他追加措置	28	29	16	95	87
計		98	267	374	195	187

第6章 緊急財政再生プランの位置づけ

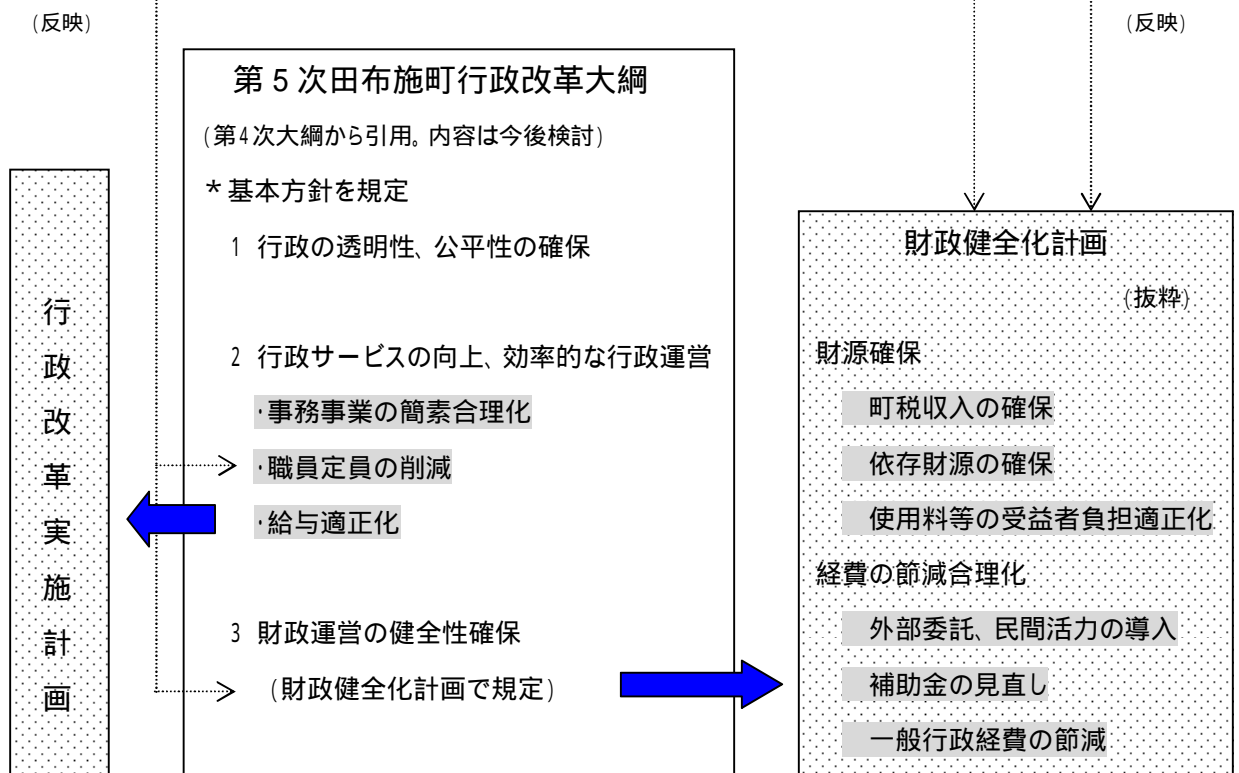
(1) 緊急財政再生プラン

18年度予算編成までに、財政再生のための具体的なプログラムを緊急に取りまとめるもの。



(2) 行政改革大綱（平成18年度～22年度）

（行政サービス向上、財政改革、組織改革等、行財政全般にわたる改革方針）



(3) 集中改革プランの公表

・行政改革大綱による取り組みについて17年度を起点とした概ね21年度までの具体的な取り組みを住民に分かりやすく明示した計画(以下「集中改革プラン」という。)を平成17年度中に公表することが求められており、田布施町行政改革大綱の策定に併せて集中改革プランを作成、公表することとしています。

田布施町役場

・総務課 0820 - 52 - 5802

・企画財政課 0820 - 52 - 5803